FAQ (全文)

質問一覧

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)について

001 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) の組織について教えてください。

2 改正著作権法 35条(学校その他の教育機関における複製等)の内容について

(現行法の内容)

001 学校等の教育機関においては、現行法でも権利者の了解なしに他人の著作物等を利用できると聞きましたがその内容を教えてください。

(改正法の内容)

002 2018 (平成30) 年5月に著作権法35条が改正されて、学校等の教育機関におけるネットワークを活用した授業について、権利者の了解なしに著作物等が利用できる範囲が拡大されたと聞きましたが、その内容について教えてください。

003 改正著作権法 35 条により対面授業の同時公衆送信以外の著作物等の公衆送信が権利制限の対象となりましたが、これによりどのような教育効果があるのですか。

(補償金の額及び支払方法)

004 授業目的公衆送信補償金の額や支払方法についてどのような仕組みになっているのですか。

005 改正著作権法 35 条により対面授業の同時公衆送信以外の著作物等の公衆送信が権利制限の対象となりましたが、授業における著作物等の複製・配布は無償で行えるのに、何故公衆送信については補償金の支払いが必要なのですか。

- 006 授業目的公衆送信補償金制度の導入により、教育機関の設置者は補償金の支払いが必要になるとのことですが、補償金の負担が重いと教育機関は著作物等の利用に躊躇し、著作物等の利用に関する委縮効果が生じる可能性があると思います。そうなると著作物等の利用を促進し教育効果を向上させるという著作権法の改正趣旨が損なわれる可能性もあると考えますがどうですか。
- 007 授業目的公衆送信補償金の額は既に決まっているのですか。決まっていないとすればどのような方法で決まるのですか。
- 008 授業目的公衆送信補償金はだれが払うのですか。
- 009 改正著作権法 35 条で補償金の支払い対象になる授業目的の公衆送信については、インフラの整備、学校の教育方針等の理由から、その実施が遅れたり、実施をしない場合があると思われますが、その場合でも補償金は支払う必要はあるのですか。

(補償金の分配)

010 授業目的公衆送信補償金はどのように分配されるのですか。

(共通目的事業)

- 011 改正著作権法では、指定管理団体が収受した補償金の一部を共通目的事業のために支出しなければならないと聞きましたがその理由を教えてください。
- 012 共通目的事業は、どのように実施されるのですか。

(改正著作権法の実施)

- 013 改正著作権法 35 条はいつから実施(施行) されるのですか。
- 3 改正著作権法 35 条等の円滑な実施 (著作物の教育利用に関する関係者フォーラム関係)
- 014 改正著作権法 35 条の実施に当たって、教育関係者側の意見を反映する仕組があると聞きましたが、それはどのようなものですか。
- 015 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の委員は所属団体の代表 と考えていいのですか。また、そこで共通理解を得られたことは、所属団体も合 意したものであると考えてよいのですか。

- 016 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の教育関係委員を見ると社会教育、職業訓練教育等の学校教育以外の分野の委員が含まれていないのですが、その理由を教えてください。
- 017 補償金の額について、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において教育関係者の意見を聞いたということですが、このことで教育機関側からの意見聴取は終了したと理解していいですか。
- 018 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」で協議された、改正著作権法の解釈指針に関する内容について教えてください。
- 019 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」で協議された教育機関で行われる改正著作権法35条の適用がない著作物等の利用に関する内容について教えてください。
- 020 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」で協議された教育関係者 への研修や普及啓発に関する内容について教えてください

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)について

001 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) の組織について教えてください。

答

教育の情報化の推進等に対応した著作権の課題については、2016(平成 28) 年 9 月に「教育利用に関する著作権等管理協議会」が関係の権利者団体によって設立され、権利者側の意見を集約しつつ、文化庁等に意見を申し上げてきました。

2018 (平成 30) 年 5 月の改正著作権法の成立に伴い、授業目的公衆送信補償金制度が創設され、補償金請求権を行使する管理団体の設立が必要となったため、2019 (平成 31) 年 1 月 22 日に、この協議会を発展させることとし、「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(略称: SARTRAS (サートラス))」(本会のことです)が設立されました。

その後、2019 (平成31) 年2月15日には、全ての権利者の補償金請求権を行使する唯一の団体として、文化庁長官から指定を受けました(改正法104条の11による指定)。

本会の組織構成ですが、本会の創設時、権利者団体の数は 42 団体に上ったこと、これからも参加団体は増える可能性があること等から、これらの団体を 6 つの協議会に分け、これらの協議会を社員とする一般社団法人として設立されました。今後参加団体が増える場合は、いずれかの協議会に属していただくことになっています。

また、本会の役員構成ですが、代表理事(理事長)は、権利者及び利用者の両方の立場を有する学識経験者の方にお願いをしました。他の理事も権利者側の理事だけではなく、利用者でもある学識経験者も加え、公平で中立的な運営を行えるような構成にしています。

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会HP(閲覧日 2019.3.17)

組織概要 https://sartras.or.jp/outline/

役員一覧 https://sartras.or.jp/%e5%bd%b9%e5%93%a1%e4%b8%80%e8%a6%a7/

2 改正著作権法 35 条 (学校その他の教育機関における複製等) の内容について

(現行法の内容)

001 学校等の教育機関においては、現行法でも権利者の了解なしに他人の著作物等を利用できると聞きましたがその内容を教えてください。

答

著作権法では、他人の著作物等を複製や公衆送信等の方法によって利用する場合、原則として権利者の事前の了解が必要とされています。

しかしながら、全ての利用について権利者の了解が必要だとすると、著作物利用の性質からして著作権が及ぶものとすることが妥当でないものや、公益上の理由から著作権を制限することが必要と認められるものなどがあることから、著作権法で定められた特別の場合については、権利者の了解なしに著作物等を利用してもよいことになっています(これを「著作権の制限」といいます)。

この 1 つの例が学校等の非営利の教育機関における授業目的の著作物等の利用です (現行法 35 条)。この規定は教育という公益的な利用にかんがみ、一定の条件を課した上で著作物等の自由利用を認めています。35 条も含めた教育関係の制度の概要については下記を参照してください。

著作権テキスト<初めて学ぶ人のために>(文化庁)<35条の解説は 68 頁>(閲覧日 2019.3.18) http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/r1392388_01.pdf

著作権なるほど質問箱(文化庁)(閲覧日 2019.3.18)

 $\underline{https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/index.asp}$

教育関係者向けパンフレット(文化庁)(閲覧日 2019.3.18)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/gakko chosakuken.pdf

学校教育と著作権(公益社団法人著作権情報センター)(閲覧日 2019.3.18) http://www.cric.or.jp/ga/cs01/index.html

(改正法の内容)

002 2018 (平成30) 年5月に著作権法35条が改正されて、学校等の教育機関における情報通信技術(ICT)を活用した授業について、権利者の了解なしに著作物等が利用できる範囲が拡大されたと聞きましたが、その内容について教えてください。

答

情報通信技術(ICT)の進展により、遠隔地に居ても希望する授業がうけられたり、予習・復習のために授業を繰り返し視聴したりする等、ICTを活用することによって教育の質の向上や教育機会の確保が期待されています。

現行の著作権法では、学習者を前にして行われる対面授業で利用される著作物等を複製・配布することや、当該授業が行われている場所とは別の場所に同時に公衆送信することができることとされています(現行法 35 条 2 項)。

2018 (平成 30) 年の著作権法改正では、この対面授業の同時公衆送信だけでなく、それ以外の公衆送信も権利者の了解なしにできるようになりました(改正法 35条1項)。

改正後は対面授業で利用された著作物等をクラウドなどに一旦蓄積し、学習者等からの求めに応じ、権利者の了解なしに著作物を公衆送信できるようになりました。

また、学習者の前で行われない授業 (スタジオ型授業) も同様に、同時か異時かにかかわらず、権利者の了解なく著作物等を公衆送信できるようになりました。

この改正により、今までは権利者の了解なしにできなかった異時で行われる 遠隔授業や、予習・復習のための著作物等の利用、通信制の学校・学部等で行わ れるスタジオ型授業等に権利制限が拡大されたことになります。

なお、対面授業の同時公衆送信以外の著作物等の公衆送信については、権利者の了解は必要なくなりましたが、教育機関の設置者は権利者に相当な額の補償金を支払うことが必要とされました(これを「授業目的公衆送信補償金」といいます。改正法35条2項、104条の11参照)。

制度の詳細については、下記のサイトを参照してください。

教育の情報化等を推進するための著作権法の改正について (通知) (文化庁) (閲覧日 2019.3.18) http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406 693_13.pdf

教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要(文化庁)(閲覧日 2019.3.18) http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406 693 14.pdf 003 改正著作権法35条により対面授業の同時公衆送信以外の著作物等の公衆送信が権利制限の対象となりましたが、これによりどのような教育効果があるのですか。

答

情報通信技術(ICT)の進展により、ICT を活用した教育が今後も拡大していくと考えられています。

その場合に、他人の著作物等を教材として活用する必要性も高まると思われますが、例えば、権利者に相談しても利用を断られる、権利者の連絡先が不明で了解が得られない、高い使用料を請求されるなどの理由から契約処理を円滑に行うことができず、場合によっては利用を断念せざるを得ないこともあります。

改正著作権法 35 条では、ICT を活用した教育が拡大しつつあるという状況 を踏まえ、対面授業の同時公衆送信以外の著作物等の公衆送信についても権利 制限が拡大されました。

この改正により、教育機関は権利者の了解なしに、条約上保護義務のある外国の著作部等も含め公表されている全ての著作物等について授業目的の公衆送信ができるようになり、教材作成の円滑化や教育の質的向上に貢献すると考えています。

(補償金の額及び支払方法)

004 授業目的公衆送信補償金の額や支払方法についてどのような仕組みになっているのですか。

答

2018 (平成 30) 年の著作権法改正により、対面授業の同時公衆送信以外の著作物等の公衆送信についても、権利者の了解なしに行うことができることとなりましたが、権利制限の代償措置として、教育機関の設置者は権利者に相当な額の補償金を支払うことが必要とされました(これを「授業目的公衆送信補償金」といいます。改正法 35 条 2 項、104 条の 11 参照)。

この補償金請求権は本来個々の権利者に与えられたもので、補償金の額も本来は個々の権利者と交渉をして決めるのですが、教育機関で利用される著作物等は多種多様であり、また大量に利用されることから、補償金の請求及び受領の簡便化、効率化等を図るために、権利者の代表と認められる団体であって、文化庁長官の指定を受けた団体(これを「指定管理団体」といいます)があるときは、当該団体を通じてのみ補償金請求権を行使することになりました(改正法 104条の11参照)。

この指定管理団体として、既に 2019 (平成 31) 年 2 月 15 日に「一般社団法 人授業目的公衆送信等管理協会」(略称: SARTRAS (サートラス)) (本会のこ とです) が文化庁長官から指定を受けています。

授業目的公衆送信補償金に係る指定管理団体の指定について(文化庁)(閲覧日 2019.3.18) http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/1413647.html

このことを教育機関側から見ますと、この指定管理団体は、条約上保護義務のある外国の著作物等も含め全ての著作物等に関する補償金請求権を管理していることになりますので、著作物を利用する際は、この団体だけに補償金を支払えば、改正法 35 条の範囲内の公衆送信について、権利者の了解なしに利用できることになります。

なお、この指定管理団体は補償金請求権を独占的に管理するため、補償金の額は、文化庁の認可制になっています。補償金の額はまだ申請前なので認可されていませんが、指定管理団体では、現在教育機関関係者との間で情報交換を進めているほか、認可申請前には教育機関設置者の団体から意見聴取を行う予定です。

005 改正著作権法35条により対面授業の同時公衆送信以外の著作物等の公衆送信が権利制限の対象となりましたが、授業における著作物等の複製・配布は無償で行えるのに、何故公衆送信については補償金の支払いが必要なのですか。

著作権法 35 条の改正を提言した文化審議会の検討結果では、複製機器等の普及状況や外国における法制度を踏まえると、授業目的の著作物等の複製・公衆送信のどちらについても補償の必要性が認められるとしつつ、これまで無償で利用できるとしていた行為についてまで補償金の支払い対象にすると教育現場に大きな混乱をもたらすとして、新たな権利制限の対象行為についてのみ補償金の対象とすべきとしています。

この検討結果については、デジタル化社会が進展する中で、教育利用という 公益性のある利用であったとしても、デジタル方式により著作物等が複製さ れ、公衆送信されると違法複製物の作成、拡散の危険性が高まり、権利侵害が より深刻になるおそれがあるとする権利者側の懸念を理解していただいたもの と考えています。

このようなことから、改正著作権法 35 条における補償金制度の導入については、教育利用という公益的な利用と権利者が被る不利益の調整の結果であると考えています。

なお、改正著作権法では、補償金の請求については、指定管理団体制度を採用し、文化庁長官が指定した管理団体(本会のことです)を通じてのみ請求することになっています。したがって教育機関については、本会に文化庁長官が認可した補償金の額を支払えば、補償金の支払いは完了したことになります(改正法 104 条の 11、104 条の 13 参照)。

006 授業目的公衆送信補償金制度の導入により、教育機関の設置者は補償金の支払いが必要になるとのことですが、補償金の負担が重いと教育機関は著作物等の利用に躊躇し、著作物等の利用に関する委縮効果が生じる可能性があると思います。そうなると著作物等の利用を促進し教育効果を向上させるという著作権法の改正趣旨が損なわれる可能性もあると考えますがどうですか。

答

改正著作権法 35 条の補償金制度は、教育利用という公益的な利用と権利者 が被る不利益の調整の結果、導入されたものです。

補償金は確かに一定の財政的負担となりますが、今回権利制限が導入された利用範囲については、法改正以前も一般に有償であり、かつ、これまでは利用に当たってひとつひとつ許諾を取る必要がありました。また、本制度はあくまで新たな選択肢であり、必ずしも全ての教育機関が補償金を支払わなければならないものではなく、これまでどおり個別に契約をして利用していただいても構いません。

改正著作権法 35 条により、今後さらに拡大するであろう ICT を活用した授業目的の公衆送信について、外国の著作物等を含め公表された全ての著作物等について、本制度によって、これまでのような利用許諾契約の手続きの負担なく自由に利用できるという利点についても着目していただきたいと考えています。

また、指定管理団体制度の採用により、補償金の支払い窓口も1つに限定され、事務手続の大幅な簡便化が図られています。

なお、補償金の額は教育機関設置者の団体への意見聴取も含めて本会が作成 したものを文化庁長官へ申請し、文化庁長官が認可するものであり、本会が自 由に設定できるわけではありません。

このように、教育機関が一方的に重い負担を強いられるという仕組みでないないことをご理解いただきたいと考えています。

007 授業目的公衆送信補償金の額は既に決まっているのですか。決まっていないとすればどのような方法で決まるのですか。

答

補償金の額についてはまだ決まっていません。

補償金の額については、指定管理団体である本会が補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受ける必要があります(改正法 104 条の 13 第 1 項参照)。

また本会が補償金の額を定めるに当たっては、あらかじめ教育機関側から意見を聴取する必要があります(改正法 104条の13第3項参照)。

現在、本協会は、関係者フォーラムで得られた教育関係者からの意見の集約に 努めているところであり、今後補償金案を策定し、法律上の正式な意見聴取を教 育機関の設置者の代表団体から行った上で、認可申請を行う予定です。

なお、申請の時期については未定です。

008 授業目的公衆送信補償金はだれが払うのですか。

答

補償金の支払義務者は、改正著作権法35条2項で教育機関の設置者と定められています。

具体的な支払い方法は未定ですが、個々の教育機関が補償金を支払うのではなく、例えば教育委員会、学校法人、国、地方公共団体等の教育機関の設置者ごとに傘下の教育機関の分がまとめて本会に支払われることも考えられます。

009 改正著作権法 35 条で補償金の支払い対象になる授業目的の公衆送信については、インフラの整備、学校の教育方針等の理由から、その実施が遅れたり、実施をしない場合があると思われますが、その場合でも補償金は支払う必要はあるのですか。

答

補償金の対象範囲は、改正著作権法 35 条に定める授業目的の公衆送信を行う行為です。

同じ教育機関でも、例えば、小学校の場合、1年から4年までは対面授業だけで、授業目的の公衆送信を行うのは5年と6年のみということであれば、補償金の対象範囲は原則として5年と6年の分だけということになります。

また、大学の場合、A 学部は実施しないが、B 学部は実施するということであれば、補償金の対象範囲は原則として B 学部だけということになります。

このように、授業目的の公衆送信を行わない児童・生徒・学生等の分については補償金の支払いを要しません。また、本制度はあくまで新たな選択肢であり、必ずしも全ての教育機関が補償金を支払わなければならないものではなく、これまでどおり個別に契約をして利用していただいても構いません。

(補償金の分配)

010 授業目的公衆送信補償金はどのように分配されるのですか。

答

分配の方法に関する詳細については、今後本会において検討することになります。

分配については透明性が重要であると考えておりますが、教育機関の種類や教育の内容等によって利用の実態が異なると思われるため、統計学的に一定の精度を確保するための方法等について、調査の専門家等も加え関係者間で具体的な方法を検討することにしています。

(共通目的事業)

011 改正著作権法では、指定管理団体が収受した補償金の一部を共通目的事業のために支出しなければならないと聞きましたがその理由を教えてください。

答

改正著作権法では、授業目的公衆送信補償金の総額の一定割合を、「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業に支出しなければならない」としています(改正法 104 条の 15 第 1 項参照)

これを本会では「共通目的事業」と呼んでいます。

改正著作権法においてこの制度ができたのは、指定管理団体は外国の著作物等を含めた公表されている著作物等の全ての補償金請求権を強制的に管理しているにもかかわらず、権利者が不明で連絡できないことや通常の実態調査では分配の対象となる権利者が完全に捕捉できないこと等から、全ての権利者に正確に補償金を分配することができないので、共通目的事業の実施により間接的にではありますが補償金の一部を権利者又は社会全体に還元するために設けられたものです。

この共通目的事業への支出については、わが国の場合、私的録音録画補償金制度において同様の例があります(現行法104条の8参照)。

なお、共通目的事業に使用される割合は、今後改正後の著作権法施行令第 57 の 11 を踏まえて定められることになっています。また、事業の内容については、 今後本会において検討することになっています。

012 共通目的事業は、どのように実施されるのですか。

答

共通目的事業は、本会が教育機関の設置者から収受した授業目的公衆送信補償金の総額から、改正後の著作権法施行令第 57 の 11 に基づいて定められる一定割合を差し引いた金額を共通目的基金とし、それを原資として事業が行われることになります。

共通目的事業の内容は、改正著作権法で「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」に支出されることになっています(改正法 104 条の 15 第 1 項参照)。

具体的な事業はまだ決まっていませんが、本会に設置される予定の共通目的 事業委員会(仮称)において、権利者側、教育機関側に学識経験者を加えた委員 により審議され決定されることになります。

(改正著作権法の実施)

013 改正著作権法 35条はいつから実施(施行)されるのですか。

答

改正著作権法のうち、授業目的公衆送信補償金制度に関する部分については、 補償金制度の円滑な実施を図るためには相当の準備期間を要することから、改 正著作権法の公布の日である 2018 (平成 30) 年 5 月 25 日から 3 年以内で政令 において定める日から実施 (施行) されることになっています。

したがって、改正著作権法 35 条が実施(施行) されるまでは、対面授業の同時公衆送信以外の公衆送信については、権利者の事前の了解が必要となりますのでご注意ください。

- 3 改正著作権法 35 条等の円滑な実施 (著作物の教育利用に関する関係者フォーラム関係)
- 001 改正著作権法 35 条の実施に当たって、教育関係者側の意見を反映する仕組があると聞きましたが、それはどのようなものですか。

答

改正著作権法 35 条を混乱なく実施するためには、権利者、利用者の別なく様々な関係者の間で、教育の情報化の推進と著作権保護に関する共通理解と、それを前提とした仕組作りが必要と考えています。

そのため、2018 (平成30) 年11月に、権利団体及び教育関係団体から推薦を受けた委員に学識経験者を加えた関係者により、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」(共同座長 竹内比呂也<千葉大学副学長>、瀬尾太一<写真家 日本写真著作権協会常務理事>)が設立されました。

このフォーラムでは、全体会としての総合フォーラムを設立し、その下に

- ① 教育利用の補償金の支払い等について
- ② 教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について
- ③ 著作権法の解釈に関するガイドラインについて
- ④ 補償金制度を補完するライセンス環境について
- の 4 つの課題について、それぞれのテーマごとに 4 つの専門フォーラムを設置 し、情報交換や質疑応答が行われました。

このフォーラムは、2018 年度には総合フォーラムが3回、①に関する専門フォーラムが4回、その他の専門フォーラムがそれぞれ3回、全体で16回開催され、終了しています。

ただし、主に②と③の課題については、これからも継続して情報交換をする必要性が認められるということで、フォーラムの決議により、別途の場を設け情報交換を継続するとされました。

なお、このフォーラムは情報交換の場ですので、何らかの結論を求めるものではありませんでしたが、関係者間での忌憚のない情報交換を通じて関係者間の共通理解は深まるとともに、今後の課題についても整理されたことから、改正著作権法 35 条の円滑な実施に向けて大きな前進があったと考えています。なお、

情報交換の概要については、下記のURLを参照してください。

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム(閲覧日 2019. 3. 25) https://forum.sartras.or.jp/ 002 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の委員は所属団体の代表と考えていいのですか。また、そこで共通理解を得られたことは、所属団体も合意したものであると考えてよいのですか。

関係フォーラムの委員については、学識経験者を除き、権利者団体や教育関係 団体からの推薦を受けて就任された方々ですが、当該団体の代表ではありませ ん。 003 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の教育関係委員を見ると社会教育、職業訓練教育等の学校教育以外の分野の委員が含まれていないのですが、その理由を教えてください。

答

改正著作権法 35 条の対象は、非営利目的の教育機関であり、また、法令で教育機関が指定されているわけではないので、学校教育だけでなく、社会教育、職業訓練等を含む広い範囲の教育機関が対象になります。

ただ、対象とする教育機関の数では圧倒的に学校教育関係の機関が多いこと、 今後の授業目的の公衆送信の進展を考えると学校教育が先行すると思われるこ と、更に学校教育の分野でも初等中等教育から高等教育まで幅広く、授業目的の 公衆送信の現状や将来予想も大きく異なることから、教育関係の委員について は、学校教育関係者を中心に選任されたと考えています。

なお、意見聴取の際は、社会教育、職業訓練教育等の学校教育以外の分野の期間のご意見も伺う予定です。

004 補償金の額について、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」に おいて教育関係者の意見を聞いたということですが、このことで教育機関側か らの意見聴取は終了したと理解していいですか。

答

指定管理団体である本会が、文化庁に授業目的公衆送信補償金の額の認可申請をするためには、「あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第 35 条 1 項の教育機関を設置する者の団体で同項の教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるもの」の意見を聴くことが法律上の義務となっています(改正法104条の13第3項参照)。

本会としては、関係者フォーラムにおける意見の聴取はあくまで幅広い教育 関係者からの実態等の情報を集約し、正式な意見聴取のための補償金額案を策 定するための参考と考えています。

したがって、正式な意見聴取については、これらの情報を参考としながら補償 金額の案を作成の上、分野ごとの教育関係団体に対し意見を求める予定にして います。

005 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」で協議された、改正著作権法の解釈指針(ガイドライン)に関する内容について教えてください。

答

改正著作権法 35 条の解釈指針 (ガイドライン) については、現在協議中です。 協議事項によって引き続き協議が必要なものがあり、全体としては、まだ公表す る段階に至っておりません。協議が整い次第公表したいと考えています。

なお、協議の概況については以下の通りです。

改正著作権法 35 条の条文の中には権利者の了解なしに著作物等を利用できる 要件がいくつか定められています。例えば、著作物等を利用できる者は「教育を 担任する者又は授業を受ける者」です。また、著作物等を利用できる場面は「授 業の過程における利用に供することを目的とする場合」です。更に、条文の最後 には、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、 公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場 合は、この限りでない」と包括的な要件が定められています。

この改正著作権法 35 条を円滑に運用するためには、権利者の許諾が必要な利用とそうでない利用、また補償金の支払いが必要な利用とそうでない利用について、権利者と教育関係者が理解しやすいより詳細な基準がないと教育現場が混乱することになってしまいます。

そこで、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」では、権利者と教育 関係者の共通理解を深めるために、改正著作権法35条の要件ごとに、解釈の考 え方を協議し、また、その基準に照らした具体例の収集を行っております。

関係者フォーラムでの議論は、2019年3月で終了しましたが、解釈指針等の協議の重要性にかんがみ、新たな組織により継続検討されることになっています。

006「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」で協議された、教育機関で行われる著作物等の利用について、改正著作権法35条の適用がない場合はどういう場合か教えてください。

答

学校等の教育機関では、授業の過程で行われる利用だけでなく、様々な場面で 著作物等が利用されています。

学校等の教育機関における利用について「複製」と「公衆送信」に限定して整理すると、まず2つに分類できます。

一つは授業の過程における利用です。授業の過程における複製と公衆送信は 原則自由に行えることとなりますが、著作権法上の他の規定と同様に、利用の程 度や態様等によっては改正著作権法 35 条の対象とならない場合があります。実 際にどういった利用が自由に行うことができるのかという例等については、現 在、関係者による協議の中で、具体的な運用の考え方をまとめるべく議論をして いるところです。

もう一つは、授業以外の場での利用です。例えば、保護者配付用資料の作成や 学校のホームページに文化祭での演奏の様子を動画で掲載する等です。

このような利用の中で、改正著作権法 35 条に代表される権利制限規定の適用 のない利用については、原則として権利者の了解が必要となります。

「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の中では、権利者の了解が必要な利用であっても、補償金制度に準ずる簡易・迅速な方法によるライセンス制度の導入を望む意見が多く、また実際に導入するに当たっての要望も多く寄せられました。

本会では、関係者フォーラムで得られた知見を参考にしながら、今後ライセンス制度の導入に関する制度設計を行っていく予定です。

007 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」で協議された教育関係者への研修や普及啓発に関する内容について教えてください。

答

教育機関における教員等への著作権に関する研修や普及啓発の必要性については、関係者フォーラムでは異論は出ませんでした。また、研修等は継続して行っていく必要性があること、そのためには一定の予算措置が必要なことから、例えば共通目的事業において研修等の事業を推進していくことなどの意見がありました。

また、補償金制度の導入に当たり、教育機関において改正著作権法 35 条の内容が理解されていないことにかんがみ、長期的な計画に基づく研修等とは別に、改正法の内容を理解してもらうための普及活動も積極的に行う必要があるとの意見がありました。

関係者フォーラムでの議論は、2019 年 3 月で終了しましたが、研修等の実施の重要性にかんがみ、新たな組織により継続検討されることになっています。